

文書 整理番号	受付 年月日
昭和 42 年 10 月 3 日起	
施 行	案 42 年 9 月 26 日
厚生省 起案 68 案	裁 42 年 10 月 3 日
施行注意	主任者
官房局(部) 総務課(室) 審査係 電内 2/29番 氏名 造酒販十郎	
類別	1 2 ③ 4
区別	甲 乙 ○
番号	通各
月報	否
净書数	2 部
発送者印	
保存年別	永久 年
分類番号	

官房長

標題 都市近郊所在国有農地等の利用計画について
(回答)

大臣 政務次官 事務次官 官房長

総務課長

補佐

(起案理由)

標記について、農林省農地局長あて回答する
ものである。

厚生省起案用紙

案

番 号

年 月 日

農林省農地局長 殿

厚生省大臣官房長

都市近郊所在国有農地等の利用計画
について（回答）

昭和42年7月26日付け 42農地第2541号(農)

をもって照会のあった標記について、別紙のとおり
回答する。

別紙 (1) 総括表

グリーンベーリー傑作集

めくれず

裏面白紙

(2) 利用計画一覧表（公害防止事業団）

めぐれす

裏面白紙

厚生省

-7.28

接受

厚生省
接受

42農地B第2541号帳

昭和42年 7月26日

厚生大臣官房長 殿

農林省農地局長

都市近郊所在国有農地等の利用計画について

当省が農地法第8条第1項の規定により管理する国有農地等について、市街化地域に存するものを主体にその実態を調査したところ、これらのうちには近く市街化が見込まれるため同法の貯蓄目的に従つて自作農創設の用に供することが相当でないと認められるものも生じてきている（別添「国有農地等実態調査結果の概要」参照）。これら都市近郊農地等の今後の取扱いについては、なお、調査未済の國、都道府県等の利用計画を取りまとめ、これらをあわせ勘案してその方針を検討する必要があるので、去る6月23日の閣議において、これが調査につき協力方を依頼した次第である。

については、これら都市近郊農地等のうち貴省（庁）及び貴省

国社児農公年
× × × ○ × × ×

118

（庁）所管の政府関係機関において直接公用、公共用等に供する計画があるならばそれを承知したいので、下記により御回報を煩わしくお願ひする。

なお、都道府県等が有する利用計画については、別途都道府県知事に対し、当省から照会したので申し添える。

記

1. 調査する利用計画の範囲

貴省（庁）および貴省（庁）所管に属する、公團、公社、事業団等の政府関係機関が、直接公用、公共用等土地収用対象事業に該当する事業または施設の用に供する計画とする。

2. 調査様式

別記様式のとおり

3. 期 限

昭和42年9月30日

4. 参考事項

(1) 都市近郊農地等の具体的な所在およびその状況については、各筆ごとの調査票およびその所在を表示した国有農地等所在図が都道府県農地主務課および農業委員会に備え付けてあるから、これを閲覧されたい。

(2) 利用計画作成上土地取得費を考える場合には、その時価を基準とすること。

裏面白紙

(別記様式)

(Ⅰ) 総括表

事業 主体の別	用 途 別	所 在 箇 所 数	利 用 面 積	計画の進度				所 在 箇 所 数	利 用 面 積	計画の進度			
				A	B	C	D			A	B	C	D

(注) 1. 用途は、利用計画の実態に応じ適宜分類して記載する。

2. 「計画の進度」は下記により分類のうえ、それぞれの所在箇所数を記載する。

A 事業計画が決定済みで、2年度内に当該国有農地に係る事業を実施することとなるもの。

B 事業主体において事業計画は決定済みであるが、国有農地に係る事業は3年度以降に実施することとなるもの。

C 事業主体における事業計画の決定に至っていないが、その補助機関においては、事業計画立案済みであるもの。

D 候補地として調査検討中のもの。

② 利用計画一覧表

国有農地等の表示					用 途	計画の 進 度	備 考
所 在	地 番	地 目	利 用 面 積				

(注) 1. 事業主体別に別紙とする。

2. 用途については出来る限り具体的に記載すること。

国有農地等実態調査結果の概要

6. 6. 19

農林省

オノ 調査の仕方のあらまし

/ 18 /
ノ この調査は 農地法オクハ条オノ項の規定により農林大臣が管理する国有農地等のうち市街化地域に存するものを主体に、その今後の取扱方法を検討するため必要な資料を整備することを目的として行なつたものである。

2. この調査は、昭和メノ年ノ2月ノ日現在で行なつた。

3. この調査の対象は、次に掲げる市町村に所在する国有農地等の全部とした。

(1) 都市計画法適用市町村については、その全市町村
(2) 都市計画法非適用町村については、北海道にあってはその三分の二のノ
にあつてはその三分のノに相当する町村

ノ この調査は、国有農地等ごとに、面積、利用状況、市街化の条件、市町村の利用計画の有無等の調査事項について行なうとともに、国有農地等の所在図を作成した。ただし、オノ種農地（集団農地、土地改良等農業公共投資の対象となる農地等）に属するもの等、農用地として利用することが適当なものおよび既に転用済みのものについては、市街化の条件、市町村の利用計画の有無等の調査および国有農地等の所在図の作成の対象としなかつた。

ト この調査は、都道府県および農業委員会を通じて行なつた。

ム この調査による各事項の調査票は都道府県および農業委員会に、国有農地等所在図は、地方農政局、都道府県および農業委員会に、それぞれ保管し、必要に応じ農業課の窓口に供する。

オツ 調査結果のあらまし

ノ この調査の対象となつた国有農地等は、メタノダハ（ノゾム市町村）であ

(ノ)

第三回 傷

サヘル

つて、昭和4年3月31日現在国有農地等約37ha（2,158市町村）の
約8割に相当する。

2. 調査の対象となつた国有農地等約37haについては、オシの調査の結果よ
りおおむね次のとおり推定される。

- (1) ~~転用~~ 農業用道水路敷地等…… 約100ha
- (2) 農耕適地…… 約2,200ha
- (3) 都市近郊農地等…… 約150ha（約1900の面積）
- (4) ~~近郊~~ 都市近郊農地等のうち近く市街化が見込まれる地域内の農地等
~~約30ha~~ 約600ha（約8000の面積）
- (5) 都市近郊農地等のうち市町村の利用計画のある農地等…… 約60ha

(2)

厚生省總第68号
昭和42年10月3日

農林省農地局長 殿

厚生省大臣官房長

都市近郊所在国有農地等の利用計画につ
いて(回答)

昭和42年7月26日付け42農地B第2541号(農)を
もつて照会のあつた標記について、別紙のとおり回答する。

児発第592号

昭和42年9月25日

大臣官房総務課長殿

児童家庭局長



都市近郊所在国有農地等の利用計画に

についての調査について

標記については、当局には該当する計画はない。

34

185

裏面白紙